

# 雇解張詔施布

## の不当性は明らかだ

### 7/17 7/17 公判開かる

第十七回布施公判は七月十七日、十時半から千葉地裁で開かれ、布施書記長本人が証人にたち、主尋問と反対尋問が行われた。

布施書記長が処分の不当性について証言

布施書記長は動労千葉弁護団の尋問に答え、

- ① 80春闘勝利にむけた4・16スト前夜の四月十五日、自分達の組合員が一人もない津田沼電車区におしかけた動労「本部」暴力集団から、動労千葉の闘争を防衛するため、急拠津田沼支部へ結集せざるをえなかったこと、
- ② 拠点派遣の本部責任者は、津田沼拠点が吉岡、千葉転拠点が布施ということを執行委員会で決定していたこと、
- ③ 当日の状況については、動労「本部」側が当局のピケの背後から動労千葉を襲撃したものであり、当局は事実確認をしていること、

④ 今回の処分が動労「本部」と結託した国鉄当局による組織破壊を狙った政治的処分であること、  
等について証言した。

九月二五日に結審

これに対し、当局側代理人の反対尋問は、「組織部長と教宣部長では組織部長の方が上位ではないか」「最初に動労『本部』が石を投げたのを見たのか」などと、愚にもつかない尋問を行ったものの、十五分程で投げ出す始末であった。  
布施公判は、これをもってすべての証人尋問を終了し、次回、九月二五日の弁論をもって結審となる。

# マル革審動労働する混乱

国鉄「分割・民営化」阻止！三里塚二期着工粉碎！

## 自らの主張点が大崩壊

### オ23回組合費公判(7/18)

第二三回組合費公判は七月十八日、十五時三十分から東京地裁において開催された。

主張点を整理できない動労「本部」

今回の公判は、動労「本部」側のこの間の主張が、十人への「組合費徴収委任義務違反」から「横領」へと、論点が変転する状況のなかで、動労「本部」側の主張点を整理するよう裁判所に指示されて開かれた弁論であった。

しかるに動労「本部」は、裁判長から指示された書面を提出せず、あらためて山下、斉藤の証人申請を行ってきた。

裁判長はこれを却下し、次回公判を九月二六日十時として、再度弁論を設定し、そのうえで裁判所として職権和解、あるいは判決の判断を下す考え方を明らかにして閉廷となった。

### 当面するスケジュール

#### 〱七月〱

- 二二日 成田用水着工阻止三里塚集会・辺田
- 二二日～二六日 原水禁千葉県行動・我孫子／東京
- 二四日 組織財政検討委員会
- 二六日 動労千葉「労働講座」「破防法とは何か」・県教育会館
- 二七日 破防法粉碎千葉県集会・千葉市民会館
- 二七日 第四回動労千葉「労働学校」「反核闘争について」・動力車会館
- 二八日 関西空港反対全国総決起集会・泉州・野出町海岸
- 三〇日 第二回動乗対策委員会
- 三一日 第十回支部代表者会議

#### 〱八月〱

- 二日 サークル協・卓球大会
- 三日 「分割・民営化」反対、千葉県集会
- 四日 「破防法」粉碎国民大集会・日比谷公会堂
- 四～九日 反戦・反核、原水禁広島！長崎行動
- 六日 第一七回サンケイ公判・東京地裁